

平成29年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件（案）について

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課
平成 29 年 9 月

1 改正の趣旨

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第25条第1項の規定に基づき、毎年度、翌年度の血液製剤の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定め、同条第6項の規定に基づき、これを公表するものとされている。
- 平成29年度の需給計画については、平成29年厚生労働省告示第119号により告示されているところ。
- 今般、血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の見込量について、変更及び公表を行う。

2 改正の内容

- 日本製薬株式会社に配分する原料血漿の見込量を、「32万リットル」から「35万リットル」に変更する。

3 公布日及び適用日（予定）

平成29年10月上旬

平成二十九年度の血液製剤の安定供給に関する計画の一部を変更する件案新旧対照条文
 ○平成二十九年度の血液製剤の安定供給に関する計画（平成二十九年厚生労働省告示第百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項</p> <p>一 原料血漿の配分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本製薬株式会社</p> <p>イ その他の分画用 <u>三十五万リットル</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項</p> <p>一 原料血漿の配分</p> <p>1 (略)</p> <p>2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本製薬株式会社</p> <p>イ その他の分画用 <u>三十二万リットル</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>二 (略)</p>